

日本メルジェス協会規約

第1章 総則

第1条 名称

本協会は、日本の Melges 20・Melges 24・Melges 32 各クラスを統合して日本メルジェス協会 (JAPAN MELGES ASSOCIATION) とする。※以下 JMA とする。

第2条 所在

協会事務局は、本協会の事務局長宅に置く。

第3条 目的

本協会は、日本におけるメルジェスクラスの健全な普及と発展に努めると共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 所属

本協会は、日本におけるメルジェスクラス艇を代表する唯一の組織として、国際 Melges 20、Melges 24、Melges 32 クラス協会に所属し、日本においては（公財）日本セーリング連盟の特別加盟団体となる。

第5条 事業

本協会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 国際 Melges 20・Melges 24・Melges 32 各協会との連携及び連絡。
- (2) 各クラス支部及び会員の統括、認定、登録及び管理。
- (3) メルジェスクラス艇に対する規格統一のための計測及び登録。
- (4) メルジェスクラスの全日本選手権大会、及びその他大会の開催及び主催、主管、後援等。
- (5) その他、本協会の目的のために必要な事業。

第2章 組織

第6条 会員

本協会は、会員をもって構成する。

(1) 正会員

メルジェスクラス艇を所有する者の内、本協会に会員登録を行い、細則1に定める年会費を納入した者。

(2) チャーター会員

本協会に会員登録を行と共に細則1に定める会費を納入した上で、メルジェスクラス艇をチャーターし本協会主催の大会に参加する者。

(3) 準会員

本協会会員登録を行った者。

(4) 賛助会員

本協会の事業を援助する個人、各種団体、又は法人にして理事会の承認を得た者。

第7条 会員の登録

本協会の会員となるためには、所定の様式による入会申し込みを行い、細則 1 に従い会費を納入しなければならない。尚、Melges 20 クラスの正会員は国際クラス協会指定の会員登録様式についても本協会事務局に提出するものとする。

第8条 退会

- (1) 本協会の会員が、本規約第 6 条の資格を失ったとき、又は本協会の会員として不適切と認められるときは、理事会の承認を得て退会、又は加盟取り消し、若しくは会員資格を一時停止することが出来る。
- (2) 会員が本協会を退会した場合、本協会に対しいかなる請求、若しくは求償を求めるることは出来ない。

第9条 支部

本協会は各クラスを統括するため、次の支部を設置する。

1. Melges 32 クラス支部
2. Melges 24 クラス支部
3. Melges 20 クラス支部

第10条 支部に関する規定

- (1) 支部には支部長及び事務担当者を設置しなければならない。
- (2) 支部長及び事務担当者に変更があった場合には、遅滞なく本協会事務局に届け出なければならない。
- (3) 支部は、本規約に違反しない限り、独自の運営規則若しくは会員規則、会費制定をすることが出来る。
- (4) 前 (3) 項を制定する場合、本規約第 5 章の規定を準用すると共に、事業に要する費用は、受益者負担を原則とする。

第 3 章 役員

第11条 役員及び定数

本協会は次の役員を置く。

1. 会長 (1 名)
2. 副会長 (1 名)
3. 広報担当理事 (1 名)

4. 計測担当理事（1名）
5. レース担当理事（1名）
6. 国際担当理事（1名）

第12条 役員の選出

1. 本協会は総会の議決により会長を選出する。
2. 本協会は副会長及び各担当理事を会長の指名によりこれを委嘱する。

第13条 役員の職務

1. 会長
本協会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。
2. 副会長
会長を補佐し、会長不在時には会長の職務を代行する。
3. 広報担当理事
各種大会の告知及び結果などの通知、並びに会議決定事項の通達、各種情報提供の職務にあたる。
4. 計測担当理事
艇・セール・リグなどの計測並びに計測委員の派遣及び育成、クラスルールの管理及び運用、並びにビルダーとの連絡及び連絡を統括する職務にあたる。
5. レース担当理事
レースの企画、実行及び運営委員の設立、派遣や安全管理を統括する職務にあたる。
6. 国際担当理事
国際 Melges 20・Melges 24・Melges 32 各協会との連携及び連絡を統括する職務にあたる。

第14条 役員の任期及び欠員など

- (1) 役員の任期は会計年度を基準に2年間とし再任は妨げない。
- (2) 役員に欠員が生じた場合には、会長の指名により再度選出する。
- (3) 補欠役員の任期は残余任期とする。

第15条 役員の報酬及び経費

- (1) 理事は無報酬とする。但し、常勤の理事に対しては理事会において定める基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- (2) 理事の交通費及び宿泊費など一切の経費は原則支給しない。但し、理事会の承認を得られればこの限りではない。

第4章 事務局及び委員会

第16条 事務局

- (1) 事務局は、本協会の総務（会員登録及び管理含む）及び財務会計業務全般の処理にあたり、本協会の資産を管理する。
- (2) 事務局は、会長の指名によりこれを委嘱する。

第17条 委員会

- (1) 本協会は、事業達成の為常設委員会を設置し、担当理事が委員長を務める。
- (2) 各委員会委員は管掌理事がこれを委嘱する。
- (3) 各委員会は理事会の議を経て付託された業務を執行する。
- (4) 各委員会の委員長は、理事会の答申を成すものとする。
- (5) 理事会は必要に応じ、臨時の委員会を設置することが出来る。

第18条 常設委員会及びその職務

- (1) 計測委員会
 - 1. 艇・セール・リグなどの計測並びに計測委員の派遣及び育成。
 - 2. クラスルールの管理及び運用、並びにビルダーとの連絡及び連携。
- (2) レース委員会
 - 1. レースの企画、実行及び運営委員の設立、派遣や安全管理を統括する。

第5章 会議

第19条 定期総会

定期総会は、本協会正会員が構成員となり、年に一回開催され、次の各号に掲げる事項が上程される。

- (1) 活動及び成果の報告に関する事項。
- (2) 規約改廃の決議に関する事項。
- (3) 会計報告に関する事項。
- (4) 役員の選出に関する事項。
- (5) その他理事会で上程を決定した事項。

第20条 臨時総会

- (1) 臨時総会は理事会の決議又は会員の30%以上の要求がある場合に開催し、本規約第19条に準じた緊急議案が上程される。
- (2) 臨時総会開催を要求した会員は、開催理由又は主旨を明記した書面による臨時総会開催要求書を理事会に提出しなければならない。

第21条 理事会

理事会は本協会役員が構成員となり年一回以上開催され、次の各号に掲げる事項を審議し決議する。

- (1) 役員の職務分担及び委員会人事に関する事項。

- (2) 事業計画及び予算の承認並びに執行に関する事項。
- (3) 事業及び決算報告の承認に関する事項。
- (4) 規約の改廃の提案、及び会費（含む特別会計）に関する事項。
- (5) 組織の設置（含む統合）及び改廃（含む分割）に関する事項。
- (6) 会員の加盟及び脱会に関する事項。
- (7) 支部及びフリートの設置及び改廃に関する事項。
- (8) その他会執行及び運営に必要な事項全般。
- (9) 次年度の全日本選手権開催場所の決定。

第22条 理事会の開催

- (1) 理事会は会長又は3名以上の理事の要請がある場合に開催される。
- (2) 理事会の開催通知及び議題は、緊急の場合を除き、議長の責任において委任状の様式を含む文書にて開催日の10日以前に関係者に通達しなければならない。
- (3) 議長は、メール等による委任を受理し議決することが出来る。
- (4) 議長は、書面による理事会を開催することが出来る。

第23条 定数及び議決

- (1) 会議は、会員の出席により成立し、正会員（含む委任）の過半数をもって議決される。
- (2) 賛否同数の場合は、議長が決する。
- (3) 会議における議決権は、正会員に限り保有するものとする。

第6章 会計及び監査

第24条 経費

本協会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他収入をもってこれに充てる。

第25条 会計年度

本協会の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第26条 監査役及び監査

- (1) 本協会の財務を監査するため、理事会の承認を経て監査役を1名置く。
- (2) 監査役はクラス理事を除いた本協会会員の互選により選出される。
- (3) 監査役は、毎年一回以上監査を行い、その結果を理事会に報告するものとする。

第7章 艇の登録

第27条 登録の条件

本協会に登録する艇は、次の条件を満たすものでなければならない。

- (1) 国際 Melges 20、Melges 24、Melges 32 クラスに属する艇であること。
- (2) 本協会会員の所有する艇（共同オーナーの場合には、少なくとも代表者が本協会の会員であること）であること。

第28条 登録の手続き

本協会に艇の登録をするためには、所定の様式による登録申込書を協会事務局に提出しなければならない。

第29条 登録情報の変更

本協会に登録する艇が、次の変更事由に該当する場合、本協会及び所属支部に届けなければならない。

- (1) 売却、譲渡、交換などによるオーナーの変更
- (2) 登録手続きをおこなった際の申込書に変更があった場合。

第30条 登録の抹消

本協会に登録する艇が、次の事由に該当する場合、登録が抹消される。

- (1) 艇を所有するオーナーが退会した場合。
- (2) 艇を所有するオーナーが会費の未納、滞納した場合。

第 8 章 雜則

第31条 全日本選手権

全日本選手権大会は前年度の理事会により開催場所を決定する。

第32条 レースへの参加

- (1) 本協会が主催又は主管する大会に参加する場合、本協会の会員でなければならない。但し、特段の免除を定めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本協会が主催又は主管する大会に参加する場合、本協会に登録する艇でなければならない。但し、特段の免除を定めた場合にはこの限りではない。
- (3) チャーター会員はチャーター艇で本協会が主催又は主管する大会に参加することが出来る。

第33条 会員の義務

- (1) 会員は、細則 1 に定めた会費を期限までに全額納入しなければならない。
- (2) 年度途中に入会、又は退会した場合であっても会費の減額又は返還は行わない。
- (3) 会員登録内容に変更があった場合には、遅滞なく本協会及び所属支部に書面にて届け出なければならない。

細則 1 本協会の年会費は、次の通りとする。

正会員 Melges 20 クラス 50,000 円 (スタンダード)

25,000 円 (コリンシアン)

25,000 円 (U30)

Melges 24 クラス 10,000 円 (スタンダード)

Melges 32 クラス 10,000 円 (スタンダード)

※Melges 20 クラスに限り本協会オーナー会員会費の納入をもって
国際クラス協会会員資格を得ることが出来る。

チャーターメンバー 10,000 円

※期間途中からメルジェスクラス艇オーナーとなった場合、正会員
年会費との差額の納入をもって正会員資格を得ることが出来る。

賛助会員 理事会で都度決定される。

納入期限 繼続会員は会計年度開始 1 か月以内、年度途中入会会員は即金とする。